

1 危険物とは

危険物とは、人や環境に危害を及ぼすおそれのある物をいいます。なお、危害とは危険と損害をいいます。危険物は、文字通り**危険な物**ですので、人の近くに置いたりせず、環境から排除することが望ましいです。

一方、身近な危険物である灯油やガソリンなどの**燃料**のように、燃えやすいという**危険な性質を有効利用**することも必要なことです。そこで、危険物の性質を理解し、その性質をうまく利用するために様々な**法律が整備**されています。

危険物という用語は、法律では、消防法に次のように定義されています。

(用語の定義)

第二条 この法律の用語は左の例による。

① **危険物**とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の**性質欄に掲げる性状を有するもの**をいう。

消防法の別表第1の類別と性質欄は次の通りです。

第一類 **酸化性**固体

第二類 **可燃性**固体

第三類 **自然発火性**物質及び**禁水性**物質

第四類 **引火性**液体

第五類 **自己反応性**物質

また、これらの性質の概要は次の通りです。

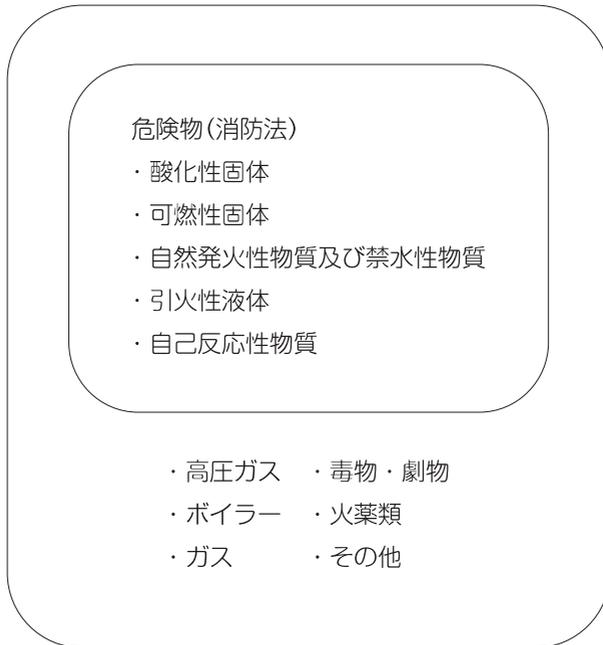
(1) 酸化性

酸化性とは**酸化しやすい性質**のことをいいます。酸化とは、物質が酸素と化学反応して酸化物を生成することをいいます。一般に、酸化は熱を伴い、

⑤ 火薬類

火薬類は、**爆発**の危険があるため、**火薬類取締法**により定義、規制されています。火薬類とは、火薬類取締法により、**火薬**、**爆薬**及び**火工品**と定義されています。

図表 1-1 危険物とは



2 危険物に関する主な法律

法律とは、社会秩序を維持するために強制されるルールで、国会の議決を経て制定されるものをいいます。危険物には、社会秩序を維持するため、様々なルールが定められています。

(1) 危険物に関する主な法律の分類

危険物に関する主な法律は、次のように分類されます。

○火災等による危害を防止するための法律

- ・ 消防法
- ・ 火薬類取締法

○高い圧力による危害を防止する法律

- ・ 高压ガス保安法

○多量の危険物による危害を防止する法律

- ・ 石油コンビナート等災害防止法

○労働者への危害を防止する法律

- ・ 労働安全衛生法

○その他危険物に関する法律

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等

チェックリストで確認

第1章のポイント

- 危険物という用語は、法律では、消防法に定義されている。
- 消防法の危険物の類別は、第一類が酸化性固体、第二類が可燃性固体、第三類が自然発火性物質及び禁水性物質、第四類が引火性液体、第五類が自己反応性物質となっている。
- 高圧ガスは、大気圧よりも高い圧力を有しているガス（気体）をいい、高圧ガス保安法により定義、規制されている。
- ボイラーは、密閉された容器内で液体を加熱する機器で、ボイラー及び圧力容器安全規則により定義、規制されている。
- 液化石油ガスなどの燃料ガスは、ガス事業法により規制されている。
- 毒物・劇物は、毒物及び劇物取締法に定義、規制されている。
- 火薬類は、火薬類取締法により定義、規制されている。
- 火災等による危害を防止するための法律：消防法、火薬類取締法
- 高い圧力による危害を防止する法律：高圧ガス保安法
- 多量の危険物による危害を防止する法律：石油コンビナート等災害防止法
- 労働者への危害を防止する法律：労働安全衛生法
- その他危険物に関する法律：建築基準法、都市計画法、ガス事業法、毒物及び劇物取締法
- 危険物保安監督者は、ボイラーの燃料に使用される重油などの危険物の取扱作業の監督者である。
- 火薬類の製造者は、火薬類製造保安責任者の選任が必要である。
- 火薬類の消費者等は、火薬類取扱保安責任者の選任が必要である。
- 一定条件の高圧ガス製造者は、高圧ガス製造保安責任者の免状を有している者を、保安管理技術者として選任しなければならない。
- ボイラー取扱作業主任者は、ボイラーの監視、点検、調整、措置などのボイラーの取扱い作業を行う。
- ガスを製造する事業、ガスを導管で供給する事業、ガスを小売りする事業ともに、ガス主任技術者を選任する必要がある。
- 毒物劇物営業者は、毒物または劇物を直接に取り扱う製造所、営業所または店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置かなければならない。